

## 「あなたもまちの樹ペアレント制度」に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民・事業者・行政のパートナーシップによる緑化の推進の一環として、京都市が育成する街路樹に対して事業者からの協賛を受け、街路樹を良好に育成することにより、緑の文化首都・京都を目指すことを目的とする。

### (制度内容)

第2条 市長は、京都市が育成する街路樹の維持管理に対して協賛する企業・団体等及び個人（以下「まちの樹ペアレント」という。）を募り、その協賛金を街路樹の育成に活用するものとする。

### (協賛内容)

第3条 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。

- (1) 協賛金額は、1本当たり年間1万円以上とする。
  - (2) 複数樹木に対する協賛を、一括で申し出ることを可能とする。
  - (3) 協賛期間は、年度ごとの1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
  - (4) 複数年の協賛を希望する場合も、年度ごとに申請手続を行うものとする。
  - (5) 既納の協賛金は返還しないものとする。ただし、第5条の規定による場合においてはこの限りではなく、返還する場合は全額とする。
- 2 協賛を受ける街路樹は、高木とする。

### (協賛手続)

第4条 まちの樹ペアレントとして協賛しようとする者は、協賛申出書（第1号様式）を市長に提出することとする。

- 2 市長は、前項の申出書を受領した後、まちの樹ペアレントを決定し、協賛金の納付書を発行するものとする。
- 3 市長は、協賛金の納入を確認した後、協賛金受納書（第2号様式）をもって通知するものとする。
- 4 まちの樹ペアレントとして適当でないと市長が認める企業・団体等及び個人については、まちの樹ペアレントに決定しないことがある。

### (協賛の取消)

第5条 まちの樹ペアレントとして適当でないと市長が認める企業・団体等及び個人については、協賛を取り消すとともに、その旨を協賛取消通知書（第3号様式）により通知する。

### (その他)

第6条 市長は、協賛金の納入を確認した後、まちの樹ペアレントとなった者の名称等を京都市情報館に掲載するものとする。

なお、まちの樹ペアレントとなった者が掲載に同意しない場合は、掲載しないものとする。

- 2 市長は、まちの樹ペアレントに対し、1本分の協賛につき1枚、まちの樹ペアレントの名称又は企業ロゴを記した木製プレートを提供する。
- 3 まちの樹ペアレントが一括して20万円以上の協賛を行った場合、当該まちの樹ペアレントに対し、市長から感謝状を贈呈する。

(木製プレート)

第7条 木製プレートは、協賛期間中、協賛を受ける高木街路樹に添付できるものとする。ただし、街路樹1本に2枚以上の木製プレートは添付しない。

2 木製プレートには、京都市広告掲載基準第3条に掲げる内容は掲載しない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、「あなたもまちの樹ペアレント制度」の実施に関し必要な事項については、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 9月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 元年 7月29日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 5年 2月 1日から施行する。



(第2号様式)

建 第 号  
年 月 日

様

協 賛 金 受 納 書

京都市長 門川 大作

お申し出いただいた、「あなたもまちの樹ペアレント制度」への協賛金を受納致しました。

今後とも、京都市都市緑化行政への御理解、御協力をお願いいたします。

協賛本数 \_\_\_\_\_ 本

協賛金額 \_\_\_\_\_

(第3号様式)

建 第 号  
年 月 日

様

## 協 賛 取 消 通 知 書

京都市長 ○○○○

下記のとおりあなたもまちの樹ペアレント制度への協賛を取り消しましたので、通知します。

1 協賛を取り消したまちの樹ペアレント :

2 協賛を取り消した理由

[  
  
  
  
]

3 協賛取消日 : 年 月 日